

労働争議の解決、教育、宣傳、共済、職  
業紹介、法律相談

此の労働争議の件別増進に必要なる諸事  
業、入會資格、脱退及除名

第六條 荒山及其他の場上労働者にして本組合の協  
員に賛する者は何人たりとも自由に加入する  
ことを得

第七條 本組合員たる人とする者は規程の形式に従ひ  
入會金及び一月以上の會費を届へ申上るべし

第八條 本組合を退せんとする者は其の理由を認め  
徽章及但合員証を届へて届出のべし。但  
會費滞納の場合に追徴するものとする

第九條 扱なく會費二月以上滞納したるものには

組合より督促を發し高之に應せざるものは  
脱退者と看做す。但し滞納會費を追徴す  
第十條 組合員にして本組合の規約及決議に違反  
し、若しくは利益に及する行為ありたり  
せば委員會の決議により除名すること  
をすべし

機關

第十一條 本組合の機關を左の三種とする

總會 委員會 視察委員會

第十二條 總會は毎年春秋二回委員長之下召集  
し本組合の重要事項を協議決定す

但し委員會又は組合員三分一以上の要  
求ありたる時は委員長は臨時下會を